

意見陳述書

2014（平成26）年1月20日

福岡地方裁判所 御中

原告 江原健太

1 原告の江原健太です。

私は埼玉県の志木市で、サラリーマンの父とパート勤めの母の間の長男として生まれ、弟と妹がいます。

私の家庭は決して裕福な家庭ではなく、大学とロースクールでは、奨学金を借りて学費をまかなっていました。

私は、大学生のとき、アジア各国の法学部の学生と、アジアの貧困問題、環境問題、人権侵害問題について議論するサークルに所属していました。そのサークルで、アジアの各国の学生と議論し、また法曹の先輩の話の聞いたりする中で、法曹に魅力を感じるようになり、私は漠然と法曹を目指そうと思い始めました。

それでも、ロースクールに進学すれば、少なくとも2年間は学業に専念しなければなりません。そのため、アルバイトもできず、学費を奨学金でまかなったとしても、通学費や生活費の面で両親に経済的負担をかけてしまうことを心配し、法科大学院に進学するか決めきれずにいました。

そのような私が、法科大学院に進学することを決めたのは、父の言葉でした。父は、私に対して「金持ちばかりが得をする」「貧乏人は泣き寝入りするしかない世の中はおかしい」「お前はお金のない人を助ける人になりなさい」と私がロースクールに進学することを進めてくれました。

私は、お金がない人の手助けがしたい、そのような人の権利救済をしたいという思いから、ロースクールに入学することを決意しました。

2 私は、ロースクールに入学でき、司法試験にも合格できたため、司法修習生となることができました。しかし、司法修習生となった私を待っていたのは、借金を強制する貸与制でした。私は、大学とロースクールの学費を奨学金でまかなっていたため、司法修習生になる時点で、私には既に数百万円の借金が重く押し掛かっていました。この数百万円の借金に、貸与制による約300万円の借金が上乗せされるのです。なぜ、やっと司法試験に受かったのに、さらに借金をしなければならないのか、65期が行っている司法修習

は64期や63期の先輩方となんら変わらないのに、なぜ私たちの代だけが借金なのかという怒りを感じました。この怒りとともに、現在の法曹界の就職難の中、この膨れ上がった借金を本当に返していけるのか、という不安は尽きませんでした。このような借金の不安をもっていたのは、私だけではありません。一緒に修習を行っていた同期の多くも同じ不安をもっていました。そのため、私たち新65期の修習生は、法律実務の習得よりも、就職活動に必死にならざるをえず、しかも、その就職活動も自分が弁護士になってやりたいことは実現できるかということよりも、借金を返せるだけの給料がもらえるかどうかが大事でした。そのため、自分がやりたいことができる事務所をあきらめて他の事務所に就職した同期もたくさんいます。なかなか就職先が決まらない同期の間で「法曹になった最初の仕事が自分の自己破産かもね」と冗談まじりに話したこともあります。母親にも、まだ間に合うから、弁護士をやめて市役所の職員になったらと言われたこともありました。

3 私は、幸いにも、私が弁護士になったら行いたかった人権問題に熱心に取り組んでいる事務所に巡り合えました。そして、今、自分がやりたかったことを行い、充実した毎日を過ごすことができます。しかし、それでも、私は自分がこうした多額の借金を背負っている身であるということが、私の脳裏を離れることは決してありません。

4 私は、これから法曹になる後輩たちに私と同じ思いをさせたくありません。自分たちの最初の仕事が自己破産かもしれない、こんなことを考えてしまう後輩をこれ以降1人も出したくありません。

自分がいくら借金を負っているのか、そんなことを公にしたい人なんていません。それでも、この貸与制という制度がおかしいことをわかってもらい、給費制を復活させるため、私は今日ここに立っています。

裁判官のみなさまにおかれましては、司法修習生が現在置かれている現状に真摯に向き合っていただきたいと思います。

以上